

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第六章 略」</p> <p>第七章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>「第一節・第二節 略」</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>「第一款～第七款の二 略」</p> <p>第八款 その他資産等（<u>第一百七十八条―第一百七十八条の六</u>）</p> <p>第四節 最低要件</p> <p>「第一款～第八款 略」</p> <p>第九款 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用（<u>第二百三十九条―第二百四十五条</u>）</p> <p>「第八章～第十一章 略」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一～十八 略」</p> <p><u>十八の二</u> 適格プロテクション提供者 プロテクション提供者のうち、次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第六章 同上」</p> <p>第七章 「同上」</p> <p>「第一節・第二節 同上」</p> <p>第三節 「同上」</p> <p>「第一款～第七款の二 同上」</p> <p>第八款 その他資産等（<u>第一百七十八条―第一百七十八条の五</u>）</p> <p>第四節 「同上」</p> <p>「第一款～第八款 同上」</p> <p>第九款 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用（<u>第二百三十九条―第二百四十五条の二</u>）</p> <p>「第八章～第十一章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一～十八 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

イ又はロに定めるものをいう。

イ 標準的手法採用行 第二百二十二条各号に掲げるもの

ロ 内部格付手法採用行 第七章第四節に規定する最低要件を満たす債務者格付を付与したもの

〔十九〇九十一 略〕

九十二 仮想損益 当日の終業時の市場データを用いて、前日の終業時に保有していたポジションを再評価することによつて生ずる日次の損益（コミッション、フィー、日中取引、新規及び変更取引、自己資本比率計算上の取扱いが別途規定されている評価調整並びに普通株式等Tier1資本又は自己資本の額から控除される評価調整を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たして計算したものをいう。

イ 「略」

ロ 時間価値の影響について、リスク理論損益におけるものと整合的に扱うものであること。

〔九十三〇百十四 略〕

〔十九〇九十一 同上〕

九十二 「同上」

イ 「同上」

ロ 時間価値の影響を含み、リスク理論損益においても整合的に扱うものであること。

〔九十三〇百十四 同上〕

(バンキング勘定への分類基準)

第十一条の四 「略」

2 「略」

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

「一〇三 略」

「号を削る。」

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第十一条の七 銀行は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

2 銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第十一条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三

(バンキング勘定への分類基準)

第十一条の四 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第十一条の七 銀行は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

2 銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第十一条の十 「同上」

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三

者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第百十八条各号及び第百二十条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 「略」

〔2・3 略〕

（一般金利リスクの内部取引）

第十一条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

〔2・3 略〕

（バンキング勘定への分類基準）

第二十二條の四 「略」

2 「略」

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するもの

者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引（第百十八条各号及び第百二十条各号に掲げる条件の全てを満たすヘッジ取引をいう。以下同じ。）を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 「同上」

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 「同上」

〔2・3 同上〕

（一般金利リスクの内部取引）

第十一条の十一 「同上」

〔一・二 同上〕

三 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

〔2・3 同上〕

（バンキング勘定への分類基準）

第二十二條の四 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

とする。

「一〇三 略」

「号を削る。」

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第二十二条の七 銀行は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

2 銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第二十二条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

「一〇三 同上」

四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第二十二条の七 銀行は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

2 銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第二十二条の十 「同上」

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 「同上」

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 「略」

〔2・3 略〕

（一般金利リスクの内部取引）

第二十二条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

〔2・3 略〕

（バンキング勘定への分類基準）

第三十四条の四 「略」

2 「略」

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

〔一〽三 略〕

〔号を削る。〕

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 「同上」

〔2・3 同上〕

（一般金利リスクの内部取引）

第二十二条の十一 「同上」

〔一・二 同上〕

三 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

〔2・3 同上〕

（バンキング勘定への分類基準）

第三十四条の四 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

〔一〽三 同上〕

四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

（勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上）

第三十四条の七 銀行は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

2 銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用しないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第三十四条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 「略」

[2・3 略]

第三十四条の七 銀行は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

2 銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第三十四条の十 「同上」

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 「同上」

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 「同上」

[2・3 同上]

(一般金利リスクの内部取引)

第三十四条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

「一・二 略」

「号を削る。」

「2・3 略」

(バンキング勘定への分類基準)

第四十五条の四 「略」

2 「略」

3 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当する銀行は、全ての商品をバンキング勘定に分類するものとする。

「一〇三 略」

「号を削る。」

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第四十五条の七 銀行は、勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分と同額を当該勘定間の振替を行った日以後の算出基準日における所要自己資本の額に加算するものとする。

2 銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定を適用し

(一般金利リスクの内部取引)

第三十四条の十一 「同上」

「一・二 同上」

三 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング・デスクと区分していること。

「2・3 同上」

(バンキング勘定への分類基準)

第四十五条の四 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 直近の算出基準日において、トレーディング勘定に分類した商品がない場合

(勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上)

第四十五条の七 銀行は、前条第一項第一号に掲げる勘定間の振替を行った場合において、所要自己資本の額が減少したときは、その減少分を信用リスク・アセットの額に加算するものとする。

2 銀行は、勘定間の振替を行った商品が満期を迎えた場合には、金融庁長官が承認した場合に限り、前項の規定により加

ないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第四十五条の十 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への信用リスク及び株式リスクのリスク移転については、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 株式リスク 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者である適格プロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 「略」

〔2・3 略〕

(一般金利リスクの内部取引)

第四十五条の十一 内部取引によるバンキング勘定からトレーディング勘定への一般金利リスクのリスク移転については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、ヘッジ効果を反映することができる。

〔一・二 略〕

算した信用リスク・アセットの額を所要自己資本の額に計上しないことができる。

(信用リスク及び株式リスクの内部取引)

第四十五条の十 「同上」

一 信用リスク トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

二 「同上」

イ トレーディング勘定において、銀行が第三者であるプロテクション提供者との間で外部ヘッジ取引を行い、内部取引のポジションを完全に相殺していること。

ロ 「同上」

〔2・3 同上〕

(一般金利リスクの内部取引)

第四十五条の十一 「同上」

〔一・二 同上〕

「号を削る。」

〔2・3
略〕

三 内部取引担当デスクは、収益管理を他のトレーディング

・デスクと区分していること。
〔2・3 同上〕

(適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー)

第六十七条 標準的手法採用行は、中堅中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであり、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすもの(第三項及び第七十一条第二項において「適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとすることができる。ただし、債券及び第四節に定めるところにより与信相当額の算出を行うものについては、この限りでない。

一 一の債務者(中堅中小企業等(第六十五条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。次項において同じ。))及び個人に限る。次号及び同項において同じ。)に対するエクスポージャー(次に掲げるものを除く。)の額(次節に規定するオフ・バランス取引の与信相当額を含み、かつ、第四節に定めるところにより算出した与信相当額を含まないものであって、第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。同号において同じ。)を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

「イ・ロ 略」

二 「略」

〔2〕4 略〕

(自己居住用不動産等向けエクスポージャー)

第六十八条 「略」

(適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー)

第六十七条 「同上」

一 一の債務者(中堅中小企業等(第六十五条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。次項において同じ。))及び個人に限る。以下同じ。)に対するエクスポージャー(次に掲げるものを除く。)の額(次節に規定するオフ・バランス取引の与信相当額を含み、かつ、第四節に定めるところにより算出した与信相当額を含まないものであって、第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。)を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

〔2〕4 同上〕

(自己居住用不動産等向けエクスポージャー)

第六十八条 「同上」

2 「略」

3 前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 抵当権が設定された物件の建設が完了していること。ただし、第一項第一号に該当する自己居住用不動産等向けエクスポージャーについては、この限りでない。

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、LTV比率が百以下であるときは、この限りでない。

三・四 「略」

五 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な情報（第三号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

4 第一項及び前項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額（第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。以下この条から第七十条の五までにおいて同じ。）。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値

2 「同上」

3 「同上」

「号を加える。」

一 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位である場合において、LTV比率が百以下であるときは、この限りでない。

二・三 「同上」

四 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な情報（第二号に規定する債務者の返済能力及び前号に規定する物件の価値の評価に関する情報を含む。）に関する文書が適切に作成されていること。

4 「同上」

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額（第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。以下この条から第七十条の五までにおいて同じ。）。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値

を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 略」

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち、当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（自己居住用不動産等向けエクスポージャーの国内基準行の例外）

第六十八条の二 「略」

2 「略」

3 前条第三項の規定は、国内基準行である標準的手法採用行が前二項の規定により自己居住用不動産等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十八条の二第一項及び第二項」と、同項第二号中「LTV比率が百以下である」とあるのは「当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

を前項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 同上」

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち、当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることを要しない。

（自己居住用不動産等向けエクスポージャーの国内基準行の例外）

第六十八条の二 「同上」

2 「同上」

3 前条第三項の規定は、国内基準行である標準的手法採用行が前二項の規定により自己居住用不動産等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十八条の二第一項及び第二項」と、同項第一号中「LTV比率が百以下である」とあるのは「当該自己居住用不動産等向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている」と読み替えるものとする。

(賃貸用不動産向けエクスポージャー)

第六十九条 「略」

2 「略」

3 前二項の「適格性の要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 「略」

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下である場合において、LTV比率が百以下であるときは、この限りでない。

三 「略」

四 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第六十八条第三項第四号イからへまでに掲げる要件の全てを満たしていること。

五 「略」

4 第一項及び前項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額

(賃貸用不動産向けエクスポージャー)

第六十九条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 抵当権が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位である場合において、LTV比率が百以下であるときは、この限りでない。

三 「同上」

四 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が、第六十八条第三項第三号イからへまでに掲げる要件の全てを満たしていること。

五 「同上」

4 「同上」

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額

。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 略」

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポージャーのうち、当該賃貸用不動産向けエクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることがを要しない。

（事業用不動産関連エクスポージャー）

第七十条 「略」

2 「略」

3 第六十九条第三項の規定は、標準的手法採用行が前二項の規定により事業用不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条第一項及び第二項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、同項第二号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と、「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。

。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 同上」

5 第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす賃貸用不動産向けエクスポージャーのうち、当該賃貸用不動産向けエクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が五十以下である場合には、一・二五を乗じることがを要しない。

（事業用不動産関連エクスポージャー）

第七十条 「同上」

2 「同上」

3 第六十九条第三項の規定は、標準的手法採用行が前二項の規定により事業用不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条第一項及び第二項」と、同項第一号中「抵当権が設定された」とあるのは「抵当権その他の担保権が設定された」と、同項第二号中「抵当権が第一順位」とあるのは「抵当権その他の担保権が第一順位」と、「抵当権が第二順位」とあるのは「担保権が第一順位」と、「抵当権が第二順位」とあるのは「担保権が第一順位である場合であって、当該抵当権が第二順位」と、「百」とあるのは「八十」と読み替えるものとする。

4 第一項及び前項において準用する第六十九条第三項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第六十九条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 略」

5 第三項において準用する第六十九条第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす事業用不動産関連エクスポージャーのうち、当該事業用不動産関連エクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権その他の担保権が第二順位以下であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が六十以下である場合には、一・二五を乗じることが要しない。

4 「同上」

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第六十九条第三項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 同上」

5 第三項において準用する第六十九条第三項に規定する適格性の要件の全てを満たす事業用不動産関連エクスポージャーのうち、当該事業用不動産関連エクスポージャーに対する標準的手法採用行の抵当権が第二順位であるもののリスク・ウェイトは、第一項に定めるリスク・ウェイトに一・二五を乗じて得た値とする。ただし、前項に規定するLTV比率が六十以下である場合には、一・二五を乗じることが要しない。

(その他不動産関連エクスポージャー)

第七十条の二 第六十三条及び第六十四条から第六十七条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とするエクスポージャーであつて、適格性の要件の全てを満たすもの(次項において「その他不動産関連エクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトは、六十パーセントとすることができる。

一 「略」

二 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること。

三 「略」

2 第六十九条第三項(第二号を除く。)の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりその他不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条の二第一項」と、同項第一号中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担

(その他不動産関連エクスポージャー)

第七十条の二 「同上」

一 「同上」

二 信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されていること。

三 「同上」

2 第六十九条第三項の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりその他不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条の二第一項」と、同項第二号中「抵当権が第二順位である場合において、LTV比率が百以下であるときは」とあるのは「抵当権が第二順位である場合は」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号及び前項において読み替えて準用する第六十九条第三項の「LTV比率」とは、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値をいう。

一 第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位

保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第六十九条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 略」

（A D C 向けエクスポージャーの例外）

第七十条の四 「略」

2 第六十九条第三項（第一号及び第二号ただし書を除く。）の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりA D C 向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第七十条の四第一項」と読み替えるものとする。

（国内基準行におけるL T V比率算出の特例）

である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を前項において準用する第六十九条第三項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

「イ・ロ 同上」

（A D C 向けエクスポージャーの例外）

第七十条の四 「同上」

2 第六十九条第三項（第一号及び第二号ただし書を除く。）の規定は、標準的手法採用行が前項の規定によりA D C 向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十条の四第一項」と、同項第二号中「こと。ただし、抵当権が第二順位である場合において、L T V 比率が百以下であるときは、この限りでない」とあるのは「こと」と読み替えるものとする。

（国内基準行におけるL T V比率算出の特例）

第七十条の五 第六十八条第四項及び第六十九条第四項の規定にかかわらず、国内基準行である標準的手法採用行は、第六十八条第一項、第三項及び第五項並びに第六十九条第一項、第三項及び第五項のLTV比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、国内基準行である内部格付手法採用行が第三十六条第三項及び第四十七条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 第六十八条第一項又は第六十九条第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 担保に付された物件の価値を第六十八条第三項第四号又は第六十九条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるも

第七十条の五 第六十八条第四項、第六十九条第四項、第七十条第四項及び第七十条の二第三項の規定にかかわらず、国内基準行である標準的手法採用行は、第六十八条第一項、第三項及び第五項、第六十九条第一項、第三項（第七十条第三項及び第七十条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、第七十条第一項及び第五項並びに第七十条の二第一項第三号のLTV比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、国内基準行である内部格付手法採用行が第三十六条第三項及び第四十七条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項又は第七十条の二第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権が第二順位である場合には、当該エクスポージャーの額に第一順位及び第二順位の抵当権設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 担保に付された物件の価値を第六十八条第三項第三号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

のとする。

「イ・ロ 略」

2

第七十条第四項及び第七十条の二第三項の規定にかかわらず、国内基準行である標準的手法採用行は、第七十条第一項、同条第三項において準用する第六十九条第三項及び第七十条第五項並びに第七十条の二第一項第三号のLTV比率に代えて、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た割合を百分率で表した値を用いることができる。ただし、国内基準行である内部格付手法採用行が第三十六条第三項及び第四十七条第三項に規定する標準的な手法により算出した所要自己資本の額を算出する場合は、この限りでない。

一 第七十条第一項又は第七十条の二第一項に定めるリスク・ウェイトを適用する算出基準日時点のエクスポージャーの額。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（標準的手法採用行自らを除く。）の担保に付された物件により保全された算出基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二 担保に付された物件の価値を第六十九条第三項第四号に掲げる要件を満たす方法により算出した額。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかなる場合

「イ・ロ 同上」

「項を加える。」

ロ 増改築により物件価値が上昇する場合

(S A — C C R)

第七十九条の二 「略」

2 「略」

3 前項のボラティリティ調整率(H)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 「略」

二 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H = H_{10} \times \sqrt{\frac{MPOR}{10}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

〔4～18 略〕

(内部取引によるヘッジ効果の反映)

第二百二十三条 第十一条の十、第二十二條の十、第三十四條の十又は第四十五條の十の規定により標準的手法採用行の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）にクレジット・デリバティブ（保証

(S A — C C R)

第七十九条の二 「同上」

2 「同上」

3 前項のボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 「同上」

二 「同上」

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

〔4～18 同上〕

(内部ヘッジの扱い)

第二百二十三条 標準的手法採用行がマーケット・リスク相当額の算出対象とされているクレジット・デリバティブを当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用

と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ及びトータル・リターン・スワップに限る。
（）を用いた内部取引によるヘッジ効果を反映する場合には、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を当該エクスポージャーのうちヘッジ効果が反映される部分について勘案することができる。

2 第十一條の十三第五項、第二十二條の十三第五項、第三十四條の十三第五項又は第四十五條の十三第五項の規定により標準的手法採用行の第七十九條第一項に規定する派生商品取引の与信相当額にクレジット・デリバティブ（保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップに限る。）を用いた内部取引をヘッジ手段として利用する場合には、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を当該与信相当額のうちヘッジ効果が反映される部分について勘案することができる。

（計算方法）

第二百二十四條 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合（前條に規定する場合を除く。）には、標準的手法採用行は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第二百十一條に該当する場合は同條に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。た

リスク削減手法として用いる場合、当該標準的手法採用行は、前條に該当する第三者が信用リスク削減手法により当該クレジット・デリバティブの信用リスクを負担している場合に限り、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案することができる。この場合において、当該標準的手法採用行は、当該エクスポージャーについて第三者から信用リスク削減効果の提供を受けているものとして扱うものとする。

2 前項に規定する場合であつて、マーケット・リスク相当額を算出する対象となつているクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案するときは、当該クレジット・デリバティブは、第八十三條、第八十八條及び第二百二十條又は第二百十一條の規定を満たさなければならない。

3 第一項に規定する場合において、標準的手法採用行は、マーケット・リスク相当額を算出する対象となつているクレジット・デリバティブについてマーケット・リスク相当額を算出することを要しない。

（計算方法）

第二百二十四條 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用行は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第二百十一條に該当する場合は同條に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第五十六條第二項、第五十八條

だし、第五十六条第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第一項、第六十一条第一項及び第六十二条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

2 前条に規定する場合には、標準的手法採用行は、ヘッジ効果²が反映される部分の額と当該クレジット・デリバティブの想定元本の額とを相殺することができる。

(免責額の扱い)

第二百二十五条 標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者（第二百二十三条に規定する場合にあつては、第三者である適格プロテクション提供者。次条、第二百二十七条及び第三百十条第二号イにおいて同じ。）が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(残存期間の定義)

第三百十条 標準的手法採用行は、信用リスク削減手法を使用する場合には、次の各号の規定に従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法（第二百二十三条に規定する

第一項、第六十条の二第一項、第六十一条第一項及び第六十二条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

「項を加える。」

(免責額の扱い)

第二百二十五条 標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(残存期間の定義)

第三百十条 標準的手法採用行は、信用リスク削減手法を使用する場合には、次の各号の規定に従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間とともに保守的

場合にあっては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部CVAヘッジ取引。以下この款において同じ。）の残存期間とともに保守的な値とするものとする。

一 「略」

二 信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用行の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行い得るものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、イ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いるものとする。

イ 信用リスク削減効果（第二百二十三条に規定する場合にあっては、内部取引のポジションを完全に相殺する外部ヘッジ取引又は外部CVAヘッジ取引によるヘッジ効果。ロにおいて同じ。）を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合には、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ 「略」

（事業法人等向けエクスポージャーのLGD）

第二百五十六条 「略」

2 「略」

な値とするものとする。

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ 「同上」

（事業法人等向けエクスポージャーのLGD）

第二百五十六条 「同上」

2 「同上」

3 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）に適格債権担保、適格不動産担保若しくは適格その他資産担保（以下「適格資産担保」という。）又は適格金融資産担保が設定されている場合には、基礎的内部格付手法採用行は、次の算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。ただし、当該事業法人等向けエクスポージャーがレポ形式の取引又は信用取引その他これに類する海外の取引であつて、適格金融資産担保の信用リスク削減効果を勘案する場合は、次条第二項の規定によりEADを算出するものとし、LGDには前項第一号又は第二号に定める値を用いるものとする。

$$LGD^* = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_S \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD*は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDをいう。

LGDUは、前項各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じて設定される値をいう。第六項において同じ。

LGDSは、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定される値をいう。

Eは、エクスポージャーの額をいう。第六項及び第八項並びに第六十四条第三項において同じ。

ESは、 $C \cdot (1 - H_C - H_{CA})$ により計算される値をいう（この場合において、ESの上限を $E \cdot (1 + H_E)$ とする。）。第六項及び第八項並びに第六十四条第三項において同じ。

Cは、受入担保の現在価値をいう。第六項において同じ。

Hcは、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表におい

3 [同上]

$$LGD^* = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_S \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD*は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDをいう。

LGDUは、前項各号に掲げるエクスポージャーの区分に応じて設定される値をいう。第六項において同じ。

LGDSは、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表において設定される値をいう。

Eは、エクスポージャーの額をいう。第六項及び第八項並びに第六十四条第三項において同じ。

ESは、 $C \cdot (1 - H_C - H_{CA})$ により計算される値をいう（この場合において、ESの上限を $E \cdot (1 + H_E)$ とする。）。第六項及び第八項並びに第六十四条第三項において同じ。

Cは、受入担保の現在価値をいう。第六項において同じ。

Hcは、次項の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表におい

て設定されるボラテイルテイル調整率をいう。第六項において同じ。

H_{EX}は、エクスポージャーと適格資産担保の通貨が異なる場合において、前章第五節第三款の規定により適用するボラテイルテイル調整率をいう。第六項において同じ。

H_{ET}は、エクスポージャーが第七十八条第一項の表の第七号に該当する場合において、取引の相手方に引き渡した資産の種類に於いて前章第五節第三款の規定により適用するボラテイルテイル調整率をいう。第六項及び第八項並びに第一百十四条第三項において同じ。

〔4・5 監〕

9 第二項及び第三項の規定にかかわらず、担保資産の区分に於いて前項各号に規定する運用要件を満たす複数の担保が事業法人等向けエクスポージャーに設定されている場合は、次の算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することとなる。

$$LGD^{**} = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - \sum_i E_{Si}}{E \cdot (1 + H_E)} + \sum_i LGD_{Si} \cdot \frac{E_{Si}}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD^{**}は、複数の担保の信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDをいう。

ifは、設定された担保の担保資産の区分をいい、適格金融資産担保、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保をいう。

LGD_{Si}は、設定された担保の担保資産の区分に於て、第四項の規定により設定されるLGDsをいう。

て設定されるボラテイルテイル調整率をいう。第六項において同じ。

H_{EX}は、エクスポージャーと適格資産担保の通貨が異なる場合において、前章第五節第三款の規定により適用するボラテイルテイル調整率をいう。第六項において同じ。

H_{ET}は、エクスポージャーが第七十八条第一項の表の第七号に該当する場合において、取引の相手方に引き渡した資産の種類に於いて前章第五節第三款の規定により適用するボラテイルテイル調整率をいう。第六項及び第八項並びに第一百十四条第三項において同じ。

〔4・5 監〕

9 〔監上〕

9 第二項及び第三項の規定にかかわらず、担保資産の区分に於いて前項各号に規定する運用要件を満たす複数の担保が事業法人等向けエクスポージャーに設定されている場合は、次の算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することとなる。

$$LGD^{**} = LGD_U \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - \sum_i E_{Si}}{E \cdot (1 + H_E)} + \sum_i LGD_{Si} \cdot \frac{E_{Si}}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD^{**}は、複数の担保の信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDをいう。

ifは、設定された担保の担保資産の区分をいい、適格金融資産担保、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保をいう。

LGD_{Si}は、設定された担保の担保資産の区分に於て、第四項の規定により設定されるLGDsをいう。

ES_i は、設定された担保の担保資産の区分に及び、 $C \cdot (1 - H_C - H_A)$ により計算される値をいう。ただし、 $\sum_i ES_i$ が $E \cdot (1 + H_E)$ を上回る場合にあつては、 $\sum_i ES_i$ が $E \cdot (1 + H_E)$ と等しくなるよう、当該担保の担保資産の区分に応じて算出される $C \cdot (1 - H_C - H_A)$ を上限として値を調整するものとする。

7 「略」

8 前項の規定にかかわらず、先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスポージャーに適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合において、先進的内部格付手法採用行は、当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いる自行推計したLGDの下限を、次の算式により算出した信用リスク削減手法の効果を勘案した値とすることができる。

$$LGD_{\text{floor}} = LGD_{\text{U floor}} \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_{\text{S floor}} \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD_{floor}は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDの自行推計値の下限をいう。

LGD_{U floor}は、二十五パーセント

LGD_{S floor}は、次項の表に掲げる担保資産の区分に及び、同表において設定される値をいう。

〔6～16 略〕

(内部取引によるヘッジ効果の反映)

第七十八条の六 第二百二十三条、第二百二十四条第二項、第二百二十五条から第二百二十八条まで及び第二百三十条から第三百三十

ES_i は、設定された担保の担保資産の区分に及び、 $C \cdot (1 - H_C - H_A)$ により計算される値をいう。ただし、 $\sum_i ES_i$ が $E \cdot (1 + H_E)$ を上回る場合にあつては、 $\sum_i ES_i$ が $E \cdot (1 + H_E)$ と等しくなるよう、当該担保の担保資産の区分に応じて算出される $C \cdot (1 - H_C - H_A)$ を上限として値を調整するものとする。

7 「同上」

8 「同上」

$$LGD_{\text{floor}} = LGD_{\text{U floor}} \cdot \frac{E \cdot (1 + H_E) - E_S}{E \cdot (1 + H_E)} + LGD_{\text{S floor}} \cdot \frac{E_S}{E \cdot (1 + H_E)}$$

LGD_{floor}は、信用リスク削減手法の効果を勘案したLGDの自行推計値の下限をいう。

LGD_{U floor}は、二十五パーセント

LGD_{S floor}は、次項の表に掲げる担保資産の区分に及び、同表において設定される値をいう。

〔6～9 同上〕

「条を加える。」

二条までの規定は、内部格付手法採用行について準用する。
この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第二百二十三条第二項中「第七十九条第一項」とあるのは「第二百五十七条第七項又は第六十五条第五項において準用する第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

(デフォルトの定義)

第二百五条 「略」

2 「略」

3 デフォルト事由が生じたエクスポージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合には、内部格付手法採用行は、当該エクスポージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用行は、LGD及びEADを推計するものとする。

4 前項のエクスポージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合には、内部格付手法採用行は、新たにデフォルト事由が生じたものとして扱うものとする。

5 「略」

(データの抽出に関する要件)

第二百十一条 「略」

「2・3 略」

4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものとする。

(デフォルトの定義)

第二百五条 「同上」

2 「同上」

3 デフォルト事由が生じたエクスポージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合は、内部格付手法採用行は、当該エクスポージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用行は、LGD及びEADを推計するものとする。

4 前項のエクスポージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用行は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱うものとする。

5 「同上」

(データの抽出に関する要件)

第二百十一条 「同上」

「2・3 同上」

4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものでなければならぬ。

(損失の定義)

第二十五条 内部格付手法採用行は、LGDを推計するに当たり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

【一・二 略】

三 当該内部格付手法採用行の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合には、内部格付手法採用行は、回収の能力に基づきLGDの調整を保守的に行うものとする。

(保証による信用リスク削減効果の勘案)

第二十九条 先進的内部格付手法採用行は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

【2～4 略】

第九款

法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に対するエクスポジ

(損失の定義)

第二十五条 【同上】

【一・二 同上】

三 当該内部格付手法採用行の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、内部格付手法採用行は、回収の能力に基づきLGDの調整を保守的に行うものとする。

(保証による信用リスク削減効果の勘案)

第二十九条 先進的内部格付手法採用行は、先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、当該先進的内部格付手法を適用できる事業法人向けエクスポージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

【2～4 同上】

第九款

法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引及び信用取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用

ヤー変動額推計モデルの使用

(エクスポージャー変動額推計モデルの使用の承認等)

第二百三十九条 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合又は内部モデル方式採用行である場合には、法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、エクスポージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュエーター・アット・リスクと同様の方法を用いてエクスポージャー変動額（複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引におけるネットティング後のエクスポージャーの変動額をいう。以下この款において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出することができる。ただし、エクスポージャー変動額推計モデルを使用する場合には、金融庁長官による承認の取消しがあった場合を除き、これを継続して使用するものとする。

2 「略」

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第二百四十二条 「略」

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

「一〇十 略」

(エクスポージャー変動額推計モデルの使用の承認等)

第二百三十九条 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合又は内部モデル方式採用行である場合には、法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、エクスポージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュエーター・アット・リスクと同様の方法を用いてエクスポージャー変動額（複数のレポ形式の取引及び信用取引におけるネットティング後のエクスポージャーの変動額をいう。以下この款において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出することができる。ただし、エクスポージャー変動額推計モデルを使用する場合には、金融庁長官による承認の取消しがあった場合を除き、これを継続して使用するものとする。

2 「同上」

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第二百四十二条 「同上」

2 「同上」

「一〇十 同上」

十一 取締役会等は、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に係る取引相手方の信用リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。

〔十二〜十五 略〕

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 「略」

二 取引対象資産の保有期間（エクスポージャー変動額の推計値を算出する際に、当該取引対象資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この款において同じ。）が、次のイ又はロに掲げる取引の区分に応じ、当該イ又はロに定める営業日以上であること。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの
五営業日

ロ イに掲げる取引以外の取引 十営業日

〔三〜五 略〕

4 推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合は、保有期間を前項第二号に規定する営業日より長い期間とするものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたネットテイング・セットは、次の連続する二の四半期の間は、当該最低保有期間に二十営業日を適用するものとする。

十一 取締役会等は、レポ形式の取引及び信用取引に係る取引相手方の信用リスクの管理に積極的に関与し、適切な経営資源を投入すること。

〔十二〜十五 同上〕

3 「同上」

一 「同上」

二 取引対象資産の保有期間（エクスポージャー変動額の推計値を算出する際に、当該取引対象資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この款において同じ。）が、五営業日以上であること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

〔三〜五 同上〕

4 推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合は、保有期間を五営業日より長い期間とするものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの及びその他資本市場取引に該当する取引を含むネットテイング・セット（いずれか一方の取引のみを含むネットテイング・セットを除く。）については、保有期間を十営業日とする。ただし、当該ネットテイング・セットについて算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三

回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該最低保有期間に二十営業日を適用するものとする。

(計算方法)

第二百四十三条 内部格付手法採用行は、エクスポートジャー変動額推計モデルを用いる場合には、法的に有効な相對ネットインク契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャー額を次の算式により算出するものとする。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスポートジャー変動額推計モデルによるエクスポートジャー変動額の推計値})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引の信用リスク削減手法適用後エクスポートジャー額（ただし、零を下回らない値とする。）
ΣEは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引のエクスポートジャーの額の合計額
ΣCは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引の担保の額の合計額

(変更に係る届出)

第二百四十四条 「同上」

2 「同上」

3 第一項第三号に規定する場合において、内部格付手法採用

第二百四十三条 内部格付手法採用行は、エクスポートジャー変動額推計モデルを用いる場合には、法的に有効な相對ネットインク契約下にある複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャー額を次の算式により算出するものとする。

$$E* = (\Sigma E - \Sigma C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスポートジャー変動額推計モデルによるエクスポートジャー変動額の推計値})$$

E*は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポートジャー額（ただし、零を下回らない値とする。）
ΣEは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引のエクスポートジャーの額の合計額
ΣCは、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引の担保の額の合計額

(変更に係る届出)

第二百四十四条 「略」

2 「略」

3 第一項第三号に規定する場合において、内部格付手法採用

行は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、エクスポージャー変動額推計モデルに代えて第百四条に定めるところによりレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引に係るエクスポージャーを算出するものとする。

「条を削る。」

(証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則)

第二百六十八条 「略」

2 第六章第五節並びに第百五十四条第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、3 | 3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、3 | 2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与してい

行は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、エクスポージャー変動額推計モデルに代えて第百四条に定めるところによりレポ形式の取引及び信用取引に係るエクスポージャーを算出するものとする。

(その他資本市場取引への準用)

第二百四十五条の二 第二百四十一条から前条までの規定は、その他資本市場取引のうち派生商品取引以外のものについて準用する。この場合において、第二百四十二条第三項第二号及び第四項中「五営業日」とあるのは、「十営業日」と読み替えるものとする。

(証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則)

第二百六十八条 「同上」

2 第六章第五節並びに第百五十四条第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、3 | 3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、3 | 2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与してい

るもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第三百三十一条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第五十四条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項及び第五項中「第百二十五条」とあるのは「第百二十五条、第百二十八条」と読み替えるものとする。

〔3・4 略〕

るもの」と、「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第三百三十一条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第五十四条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項及び第五項中「第百二十五条から第百二十九条まで」とあるのは「第百二十五条、第百二十八条、第百二十九条」と読み替えるものとする。

〔3・4 同上〕

(完全なB A—C V AによるC V Aリスク相当額)

第二百七十条の三の三 [註]

2 前項の $SCVA_c$ は、次の算式により算出するものとし、取引相手方。とのうちのネット・セットを含むものとする。

$$SCVA_c = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_c \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

α は、第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポートジャー方式を用いる場合には一とし、S A—C C Rを用いる場合及び第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エクスポートジャー方式を用いる場合には一・四とする。ただし、同項の承認を受けて期待エクスポートジャー方式を用いて与信相当額を算出する場合であつて、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的な α を用いるものとする。

RW_c は、次項の表に定める値

M_{NS} の算出に当たつては、第五百五十八条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、銀行が第七十九条の三第一項の承認を受けた場合には、 M_{NS} は、第五百五十八条第一項の規定により算出される実効バリュエとする。

EAD_{NS} は、ネット・インゲ・セットの与信相当額であり、第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポートジャー方

(完全なB A—C V AによるC V Aリスク相当額)

第二百七十条の三の三 [同上]

2 [同上]

$$SCVA_c = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_c \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

α は、一・四。ただし、第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エクスポートジャー方式を用いて与信相当額を算出する場合であつて、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的な α を用いるものとする。

RW_c は、次項の表に定める値

M_{NS} の算出に当たつては、第五百五十八条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする」とあるのは、「一年に満たない場合は、一年とする」と読み替えるものとする。ただし、銀行が第七十九条の三第一項の承認を受けた場合には、 M_{NS} は、第五百五十八条第一項の規定により算出される実効バリュエとする。

EAD_{NS} は、ネット・インゲ・セットの与信相当額であり、第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポートジャー方

式を用いる場合には第七十九条の四第一項の規定により算出される与信相当額（第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合にあっては、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額）とし、S A—C C Rを用いる場合には第七十九条の二第一項の規定により算出される与信相当額とし、第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いる場合には同条第二項の規定により算出される与信相当額とする。ただし、これらの与信相当額に対しC V Aの影響は、勘案しないものとする。

DF_{NS}は、次の算式により算出する値。ただし、第七十九条の三第一項の承認を受けた銀行は—を用いる。

$$DF_{NS} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

3 前項のRW₀は、次の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関が取引相手方に格付を付与していない場合には、内部格付手法採用行は、内部格付を適格格付機関が付与する格付に紐付けすることにより判断された取引相手方の信用力に基づき、同表に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

取引相手方のセクタ		取引相手方の信用力	
1	投資適格 (IG) (パーセント)	投機的格付 (HY) 及び無格付 (NR) (パーセント)	

式を用いる場合には第七十九条の四第一項の規定により算出される与信相当額（第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合にあっては、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額）とし、S A—C C Rを用いる場合には第七十九条の二第一項の規定により算出される与信相当額とし、第七十九条の三第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いる場合には同条第二項の規定により算出される与信相当額とする。ただし、これらの与信相当額に対しC V Aの影響は、勘案しないものとする。

DF_{NS}は、次の算式により算出する値。ただし、第七十九条の三第一項の承認を受けた銀行は—を用いる。

$$DF_{NS} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

3 〔回上〕

取引相手方のセクタ		取引相手方の信用力	
1	投資適格 (IG) (パーセント)	投機的格付 (HY) 及び無格付 (NR) (パーセント)	

「略」	「略」	「略」
地方自治体、政府支 援法人（非金融） <u>教 育機関及び行政機関</u>		
「略」		

4 第一項の SNH_c は、次の算式による算出するものとする。

$$SNH_c = \sum_{hec} \overline{r}_{hc} \cdot RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN}$$

\overline{r}_{hc} は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める値（以下この節において同じ。）

取引相手方 c の単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップによるヘッジ h	\overline{r}_{hc} の値 (パーセント)
「略」	

RW_h は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h のリスク・ウェイトであり、前項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイト（以下この節において同じ。）

M_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の実効マチュリティ T （以下この節において同じ。）

B_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の想定元本額（以下この節において同じ。）。なお、単一の債務者を参照するコンテナンジェント・クレジット・デフォルト・スワップを用いる場合には、参照ポートフォリオ又は参照商品の市場価格を想定元本額とする。

「同上」	「同上」	「同上」
地方自治体、政府支 援法人（非金融） <u>及 び教育・行政機関</u>		
「同上」		

4 「同上」

$$SNH_c = \sum_{hec} \overline{r}_{hc} \cdot RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN}$$

\overline{r}_{hc} は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める値（以下この節において同じ。）

取引相手方 c の単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップによるヘッジ h	\overline{r}_{hc} の値 (パーセント)
「同左」	

RW_h は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h のリスク・ウェイトであり、前項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイト（以下この節において同じ。）

M_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の実効マチュリティ T （以下この節において同じ。）

B_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の想定元本額（以下この節において同じ。）。なお、単一の債務者を参照するコンテナンジェント・クレジット・デフォルト・スワップを用いる場合には、参照ポートフォリオ又は参照商品の市場価格を想定元本額とする。

DF_h^{SN} は、デンスカウント・フアクターであり、次の算式により算出される値（以下この節において同じ。）

$$DF_h^{SN} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_h^{SN})}{0.05 \cdot M_h^{SN}}$$

[5・6 略]

7 第一項の HMA_c は、次の算式により算出するものとする。

$$HMA_c = \sum_{hec} \left(1 - \gamma_{hc}^2\right) \cdot (RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN})^2$$

（金利リスクのバケットにおける感応度等）

第二百七十条の四の十五 [略]

[2・6 略]

7 第一項に規定する金利に係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{kl} は、全ての通貨について〇・五とする。

（外国為替リスクのバケットにおける感応度等）

第二百七十条の四の十八 [略]

2 前項に規定する外国為替に係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{bc} は、全ての通貨について〇・六とする。

（取引相手方のクレジット・スプレッドに係る感応度等）

第二百七十条の四の二十一 取引相手方のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケットは、取引相手方のセクターの区分に応じ、次の表のとおりとする。ただし、取引相

DF_h^{SN} は、デンスカウント・フアクターであり、次の算式により算出される値（以下この節において同じ。）

$$DF_h^{SN} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_h^{SN})}{0.05 \cdot M_h^{SN}}$$

[5・6 同上]

7 [同上]

$$HMA_c = \sum_{hec} \left(1 - \gamma_{hc}^2\right) \cdot (RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN})^2$$

（金利リスクのバケットにおける感応度等）

第二百七十条の四の十五 [同上]

[2・6 同上]

7 第一項に規定する金利に係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{kl} は、全ての通貨について〇・五とする。

（外国為替リスクのバケットにおける感応度等）

第二百七十条の四の十八 [同上]

2 前項に規定する外国為替に係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケットとの間の相関係数 γ_{bc} は、全ての通貨について〇・六とする。

（取引相手方のクレジット・スプレッドに係る感応度等）

第二百七十条の四の二十一 [同上]

手方のクレジット・スプレッドに係るベガ・リスクについては、CVAリスク相当額の算出を要しないものとする。

バケット番号	取引相手方のセクター
〔略〕	
1c)	地方自治体、政府支援法人（非金融）、 <u>教育機関及び行政機関</u>
〔略〕	

2
〔略〕

（取引相手方に対するクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百七十条の四の二十二 〔略〕

〔2〕6 略〕

7 前項の場合において、次の各号に掲げる相関係数の値は、当該各号に定めるものとする。

- 一 〔略〕
- 二 相関係数 P_{name} 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める値
- イ 双方のインデックスの名称が同一であって、双方のインデックスのシリーズが同一である場合 百パーセント
- ロ・ハ 略〕
- 三 〔略〕

（参照先のクレジット・スプレッドに係るCVA感応度等）
第二百七十条の四の二十三 参照先のクレジット・スプレッド

バケット番号 取引相手方のセクター

〔同上〕	
1c)	地方自治体、政府支援法人（非金融） <u>及び教育・行政機関</u>
〔同上〕	

2
〔同上〕

（取引相手方に対するクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百七十条の四の二十二 〔同上〕

〔2〕6 同上〕

7 〔同上〕

- 一 〔同上〕
- 二 〔同上〕
- イ 双方のインデックスの名称が同一であって、双方のインデックスのシリーズ（インデックスの価格算出の対象期間をいう。）が同一である場合 百パーセント
- ロ・ハ 同上〕
- 三 〔同上〕

（参照先のクレジット・スプレッドに係るCVA感応度等）
第二百七十条の四の二十三 〔同上〕

に係るデルタ・リスク及びベガ・リスクのバケットは、参照先の信用力及びセクターの区分に応じ、次の表のとおりとする。

バケット番号	信用力	参照先のセクター
2	[略]	[略] 地方自治体、政府支援法人 (非金融)、教育機関及び行政機関
9	[略]	[略] 地方自治体、政府支援法人 (非金融)、教育機関及び行政機関

2 前項に規定する参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{bc} は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一・二 略〕

(株式リスクのバケットに係るCVA感応度)
第二百七十条の四の二十六 [略]

2 株式のデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{bc} は、バケット番号(前項の規定によ

バケット番号	信用力	参照先のセクター
2	[同上]	[同上] 地方自治体、政府支援法人 (非金融) 及び教育・行政機関
9	[同上]	[同上] 地方自治体、政府支援法人 (非金融) 及び教育・行政機関

2 前項に規定する参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{bc} は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一・二 同上〕

(株式リスクのバケットに係るCVA感応度)
第二百七十条の四の二十六 [同上]

2 株式のデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{bc} は、バケット番号(前項の規定によ

り分類したバケット番号をいう。次条第三項において同じ。
)に同じ、次の表のとおりとする。

13	12	バケット番号 (表に定める 値はパーセン ト)	「略」	11	12	13
			「略」	「略」	「略」	「略」
			零	零		
			「略」	「略」	「略」	「略」

(コモディティ・リスクのバケット)

第二百七十条の四の二十八 コモディティに係るデルタ・リス
 ク及びベガ・リスクのバケットは、コモディティ・グループ
 の区分に応じ、次の表のとおりとする。

5	「略」	バケッ ト番号	コモディティ・グ ループ	例
		金属・非貴金属	ベースメタル(アルミニウ ム、銅、鉛、ニッケル、す ず、亜鉛等)、鋼素材(鋼 片、鋼線、スチールコイル 、鋼くず、鋼棒、鉄鉱石、 タンングステン、バナジウム 、チタン、タンタル等)、 希少金属(コバルト、マン ガン、モリブデン等)	

り分類したバケット番号をいう。次条第三項において同じ。
)に同じ、次の表のとおりとする。

13	12	バケット番号 (表に定める 値はパーセン ト)	「同上」	11	12	13
			「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
			四十五	四十五		
			「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

(コモディティ・リスクのバケット)

第二百七十条の四の二十八 「同上」

5	「同上」	バケッ ト番号	コモディティ・グ ループ	例
		金属・非貴金属	ベースメタル(アルミニウ ム、銅、鉛、ニッケル、す ず、亜鉛等)、鋼素材(鋼 片、鋼線、スチールコイル 、鋼くず、鋼棒、鉄鉱石、 タンングステン、バナジウム 、チタン、タンタル等)、 希少金属(コバルト、マン ガン、モリブデン等)	

「略」

2 コモディティのデルタ・リスクのバケット間及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{bc} は、一方又は双方が前項の表のバケット番号11である場合にあつては零パーセントとし、それ以外の場合にあつては二十パーセントとする。

(マーケット・コンセンサスELGD)

第二百七十条の四の三十三 「略」

2 前項の規定にかかわらず、エクスポージャーが無担保のシニア債よりも優先する場合にあつては、同項に規定するマーケット・コンセンサスELGDの値に必要な調整を加えたものを用いることができる。ただし、取引相手方が差し入れた担保によつて、エクスポージャーの優先順位は変更されないものとする。

「同上」

2 コモディティのデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数 γ_{bc} は、一方又は双方が前項の表のバケット番号11である場合にあつては零パーセントとし、それ以外の場合にあつては二十パーセントとする。

(マーケット・コンセンサスELGD)

第二百七十条の四の三十三 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、エクスポージャーが無担保の優良債よりも優先する場合にあつては、同項に規定するマーケット・コンセンサスELGDの値に必要な調整を加えたものを用いることができる。ただし、取引相手方が差し入れた担保によつて、エクスポージャーの優先順位は変更されないものとする。

(マーケット・リスク相当額の算出方式)
第二百七十一条の二 「略」

〔2〕5 略

6 内部モデル方式採用行は、次に掲げる商品については、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

一 「略」

二 第十一条の三第三項第二号ロ、第二十二条の三第三項第

二号ロ、第三十四条の三第三項第二号ロ又は第四十五条の

三第三項第二号ロに掲げる要件に該当し、かつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるファンドへの出資であ

つて、ルックスルーができないもの

7 銀行は、第三項の規定により算出したマーケット・リスク相当額を金融庁長官に一月に一回報告するものとする。

(内部モデル方式に係る承認の申請)

第二百七十二条の二 「略」

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一〕三 略

四 次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ参考となるべき事項を記載した書類

〔イ〕ロ 略

ハ 第二百七十五条の五第四項に規定する実損益からマーケット・リスクに関する時価調整を控除する場合

ニ〕ト 「略」

チ 第二百七十七条第三項第十八号に規定する簡素化した

(マーケット・リスク相当額の算出方式)
第二百七十一条の二 「同上」

〔2〕5 同上

6 「同上」

一 「同上」

二 第十一条の三第三項第二号ロに掲げる要件に該当し、かつ、マーケット・リスク相当額の算出対象となるファンドへの出資であつて、ルックスルーができないもの

〔項を加える。〕

(内部モデル方式に係る承認の申請)

第二百七十二条の二 「同上」

2 「同上」

〔一〕三 同上

四 「同上」

〔イ〕ロ 同上

〔号の細分を加える。〕

ハ〕ト 「同上」

ト 第二百七十七条第三項第十七号に規定する簡素化した

モデルを使用する場合

リ 第二百七十七条第三項第十九号イに規定する市場価格に基づくC)を使用する場合

五 「略」

(内部モデル方式の一般的要件)

第二百七十二条の六 内部モデル方式採用行は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一〇九 略」

十 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクが、次に掲げる要件の全てを満たしたものであること。

イ 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクの指定が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 「略」

(2) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額の合計額が銀行全体のマーケット・リスク相当額の十パーセント以上となっていることを四半期ごとに評価すること。

「(3)・(4) 略」

ロ 内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次に掲げる手順によること。

「(1)〜(4) 略」

(5) リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たさないリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額は、ストレス期待シヨート・フォールを用いて算出すること。

「十一〜二十二 略」

モデルを使用する場合

チ 第二百七十七条第三項第十八号イに規定する市場価格に基づくC)を使用する場合

五 「同上」

(内部モデル方式の一般的要件)

第二百七十二条の六 「同上」

「一〇九 同上」

十 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 内部モデル方式を使用するトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額が銀行全体のマーケット・リスク相当額の十パーセント以上となっていることを四半期ごとに評価すること。

「(3)・(4) 同上」

ロ 「同上」

「(1)〜(4) 同上」

(5) リスク・ファクターのモデル化可能性テストを満たさないリスク・ファクターに対するマーケット・リスク相当額は、市場混乱時を想定した期待シヨート・フォールを用いて算出すること。

「十一〜二十二 同上」

(リスク・ファクターの特定)

第二百七十四条 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一・二 略〕

三 期待シヨート・フォール、市場混乱時を想定した期待シヨート・フォール及びストレステスト期待シヨート・フォールは、オプションその他の関連商品の非線形リスク、相関リスク及び関連するベシス・リスクを含むこと。

〔四〇七 略〕

八 内部モデル方式の株式リスクに関して、次に掲げる方法のいずれかにより、重要なポジションを有する株式市場に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。
この場合において、株式市場全体又は株式市場のセクターにおける個別銘柄のポジションの集中度を考慮するものとする。

〔イ〇ハ 略〕

〔九・十 略〕

(リスク・ファクターのリスク・バケットへの分類)

第二百七十四条の四 「略」

2 前項第一号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、金融庁長官の承認を受けるものとする。

〔一・二 略〕

〔三〇六 略〕

(リスク・ファクターの特定)

第二百七十四条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 期待シヨート・フォール及び市場混乱時を想定した期待シヨート・フォールは、オプションその他の関連商品の非線形リスク、相関リスク及び関連するベシス・リスクを含むこと。

〔四〇七 同上〕

八 内部モデル方式の株式リスクに関して、次に掲げる方法のいずれかにより、重要なポジションを有する株式市場に対応するリスク・ファクターが特定されるものであること。

〔イ〇ハ 同上〕

〔九・十 同上〕

(リスク・ファクターのリスク・バケットへの分類)

第二百七十四条の四 「同上」

2 前項第一号に掲げる方法を用いる場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

〔一・二 同上〕

〔三〇六 同上〕

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百七十四条の五 「略」

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一〇三 略」

四 内部モデル方式に用いるデータは、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

「イ・ロ 略」

ハ データ・ソースを更新するための業務手続が整備されており、かつ、データが月次の頻度で更新されていること(当該データが日次の頻度で更新可能なものである場合にあつては、当該データが日次の頻度で更新されていること)。

「ニ〇へ 略」

「五・六 略」

(全社的なバック・テストに係る要件)

第二百七十五条の二 「略」

「2・3 略」

4 全社的なバック・テストの結果は、次の表の上欄に掲げる超過回数区分に応じ、同表の下欄に定めるバック・テストゾーン(グリーン・ゾーン(モデルの品質及び精度に問題がないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。))、アンバー・ゾーン(モデルに問題がある可能性が示唆されるが決定的でないとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。))又はレッド・ゾーン(モデル

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百七十四条の五 「同上」

2 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ データ・ソースを更新するための業務手続が整備されており、かつ、データが月次の頻度で更新されていること。

「ニ〇へ 同上」

「五・六 同上」

(全社的なバック・テストに係る要件)

第二百七十五条の二 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

に問題がある可能性が非常に高いとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。)をいう。)に区分するものとする。

超過回数	乗数	バック・テスト インダゾーン
[略]	[略]	[略]
十以上	[略]	[略]

(バック・テスト・テスト・テスト及び損益要因分析テストに用いる損益)

第二百七十五条の五 [略]

[2・3 略]

4 実損益は、日次で更新できるかどうかにかかわらず、マーケット・リスクに関する時価調整を含むものとする。この場合において、金融庁長官の承認を受けたときは、当該マーケット・リスクに関する時価調整を控除することができる。

[5〜7 略]

(損益要因分析テストの入力データの調整)

第二百七十五条の六 内部モデル方式採用行は、損益要因分析テストに使用する場合において、金融庁長官の承認を受けたときに限り、リスク理論損益のリスク・ファクターに係る入力データを仮想損益で用いる入力データに合わせるための調整(以下この条において「リスク理論損益の入力データの調整」という。)を行うことができる。

に問題がある可能性が非常に高いとする結果をいう。以下この項及び次項において同じ。)をいう。)に区分するものとする。

超過回数	乗数	バック・テスト インダゾーン
[同上]	[同上]	[同上]
十	[同上]	[同上]

(バック・テスト・テスト・テスト及び損益要因分析テストに用いる損益)

第二百七十五条の五 [同上]

[2・3 同上]

4 実損益は、マーケット・リスクに関する時価調整(日次で更新できないものを除く。)を含むものとする。

[5〜7 同上]

(損益要因分析テストの入力データの調整)

第二百七十五条の六 内部モデル方式採用行は、損益要因分析テストに使用する場合に限り、リスク理論損益のリスク・ファクターに係る入力データを仮想損益で用いる入力データに合わせるための調整(以下この条において「リスク理論損益の入力データの調整」という。)を行うことができる。

〔2〕4 略〕

5 損益要因分析テストにおけるリスク理論損益の入力データの調整においては、次に掲げる調整を行わないものとする。

〔一・二 略〕

三 前項に規定する場合において算出されたパラメーターの調整

(損益要因分析テストの実施)

第二百七十五条の八 内部モデル方式採用行は、内部モデル方式を用いる各トレーディング・デスクに対して実施した損益要因分析テストの結果を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるゾーンに分類するものとする。

一 スピアマンの順位相関指標が〇・八〇を超え、かつ、KS

検定のテスト指標が〇・〇九(P値にあつては、〇・二六

四) 未満の場合 グリーン・ゾーン

二 スピアマンの順位相関指標が〇・七〇未満の場合又はKS

検定のテスト指標が〇・一二(P値にあつては、〇・〇五

五) を超える場合 レッド・ゾーン

三 〔略〕

〔2〕3 略〕

4 前項の規定により標準的方式を用いるものとされたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、内部モデル方式の使用を再開することができる。

一 〔略〕

二 直近十二月にわたつて、各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングの結果について第二百七十五条

〔2〕4 同上〕

5 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

(損益要因分析テストの実施)

第二百七十五条の八 〔同上〕

一 スピアマンの順位相関指標が〇・八〇を超え、かつ、KS

検定のテスト指標が〇・〇九(P値にあつては、〇・二六四

五) 未満の場合 グリーン・ゾーン

二 スピアマンの順位相関指標が〇・七〇未満であつて、かつ

KS検定のテスト指標が〇・一二(P値にあつては、〇・〇

五五) を超える場合 レッド・ゾーン

三 〔同上〕

〔2〕3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 直近十二月にわたつて、各トレーディング・デスクのバック・テストイングの結果が第二百七十五条の二第四項に

の三第四項に規定する超過が生じていないものであること。

5 「略」

6 損益要因分析テストの結果がアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、グリーン・ゾーンに分類するものとする。

一 「略」

二 直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクに対するバック・テストの結果について第二百七十五条の三第四項に規定する超過が生じていないものであること。

(バック・テストイング及び損益要因分析テストの結果に係る届出)

第二百七十五条の九 内部モデル方式採用行は、トレーディング・デスクが次に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書に原因及び対処方針を記載した書類を添付して金融庁長官に提出するものとする。

一 「略」

二 各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングの結果について第二百七十五条の三第四項に規定する超過が生じた場合

三 「略」

(期待ショート・フォール算出に係る流動性ホライズンの勘案)

第二百七十六条の二 「略」

規定するグリーン・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類されるものであること。

5 「同上」

6 「同上」

一 「同上」

二 直近十二月にわたって、各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングの超過に係る要件を満たすものであること。

(バック・テストイング及び損益要因分析テストの結果に係る届出)

第二百七十五条の九 「同上」

一 「同上」

二 第二百七十五条の三に規定する各トレーディング・デスクに対するバック・テストイングにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーンに分類された場合

三 「同上」

(期待ショート・フォール算出に係る流動性ホライズンの勘案)

第二百七十六条の二 「同上」

2 「略」

3 流動性ホライズン²は、次の表の上欄に掲げるリスク・クラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの区分に応じ、同表の下欄に定める期間とする。ただし、内部モデル方式採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合は、当該期間よりも長い期間を設定することができる。この場合において、当該期間よりも長い期間は、二十日、四十日、六十日又は百二十日とするものとする。

「表略」

(注1) 「略」

(注2) 特定通貨ペアとは、特定通貨、スイス通貨(CMF)
)、メキシコ通貨(MXN)、中華人民共和国通貨(CNY)、ニュージーランド通貨(NZD)、ロシア通貨(RUB)、中華人民共和国(香港特別行政区)通貨(HKD)、シンガポール通貨(SGD)、トルコ通貨(TRY)、大韓民国通貨(KRW)、南アフリカ共和国通貨(ZAR)、インド通貨(INR)、ノルウェー通貨(NOK)及びブラジル通貨(BRL)のうち二の通貨の組合せによる通貨ペアをいう。

4 「略」

(市場混乱時を想定した期待ショート・フォールの算出)
第二百七十六条の三 内部モデル方式採用行は、内部モデル方式を用いる全てのトレーディング・デスクに対して、市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額を次の算式により算出するものとする。

2 「同上」

3 「同上」

「同上」

(注1) 「同上」

(注2) 特定通貨ペアとは、特定通貨同士³の組合せによる通貨ペアとする。

4 「同上」

(市場混乱時を想定した期待ショート・フォールの算出)
第二百七十六条の三 「同上」

$$ES = ES_{RS} \times \max\left(\frac{ES_{FC}}{ES_{RC}}, 1\right)$$

ESは、市場混乱時を想定した期待シヨート・フオールにより算出したマーケット・リスク相当額

ES_{RS}は、低減したリスク・ファクターについて、市場混乱時を想定した期待シヨート・フオールにより算出したマーケット・リスク相当額

ES_{RC}は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待シヨート・フオールにより算出したマーケット・リスク相当額

ES_{FC}は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待シヨート・フオールにより算出したマーケット・リスク相当額

2 前項の規定による算出に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 低減したリスク・ファクターが次に掲げる要件の全てを満たし、かつ、金融庁長官の承認を受けたものであること。

イ 「略」

ロ 低減したリスク・ファクターの期待シヨート・フオールを全てのリスク・ファクターに基づく期待シヨート・フオールで除して得た割合に係る直近十二週間の平均値が七十五パーセント以上であること。

〔二〇六 略〕

〔三〇七 略〕

(モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット

$$ES = ES_{RS} \times \frac{ES_{FC}}{ES_{RC}}$$

ESは、市場混乱時を想定した期待シヨート・フオールにより算出したマーケット・リスク相当額

ES_{RS}は、低減したリスク・ファクターについて、市場混乱時を想定した期待シヨート・フオール

ES_{RC}は、低減したリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待シヨート・フオールにより算出したマーケット・リスク相当額

ES_{FC}は、全てのリスク・ファクターに基づく直近十二月の期待シヨート・フオールにより算出したマーケット・リスク相当額

2 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 「同上」

ロ 低減したリスク・ファクターの期待シヨート・フオールが直近十二週にわたって観測された全てのリスク・ファクターに基づく期待シヨート・フオールの平均値の七十五パーセント以上であること。

〔二〇六 同上〕

〔三〇七 同上〕

(モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット

・リスク相当額)

第二百七十六条の五 「略」

「2・3 略」

4 第二項のモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額の算出に用いる流動性ホライズンは、第二百七十六条の二第三項の表の上欄に掲げるリスク・クラス及び中欄に掲げるリスク・ファクター・カテゴリーの区分に応じ、同表の下欄に定める期間（当該期間が二十日未満の場合にあつては、二十日）とする。

5 金融庁長官は、市場の流動性の低下を適切に反映させることが妥当と判断した場合には、前項の流動性ホライズンを、より長い期間にすることを求めることができる。

6 内部モデル方式採用行は、第二項の算式中の信用スプレッドの個別リスクと株式の個別リスクとの合算において、その相関係数を零とすることができる。この場合において、内部モデル方式採用行は、その妥当性を示す文書を作成し、当該文書について金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備するものとする。

（デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額）

第二百七十七条 「略」

2 「略」

3 DRCモデルは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一七 略」

八 デフォルト・リスクには、評価日時点の評価損益に加え

・リスク相当額)

第二百七十六条の五 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

（デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額）

第二百七十七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一七 同上」

「号を加える。」

、デフォルト時に生ずる損失を考慮すること。

九 「略」

十 モデルが想定する損失額に、景気循環の影響が反映されていること。

十一～十三 「略」

十四 異なる債務者等の間のデフォルトの相関は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 「略」

ロ 自己のポートフォリオに係る相関のモデル化の手法及び全般的なリスク・ファクターの選択の適切性を検証すること。この場合において、内部モデル方式採用行は、当該手法に係る文書を作成すること。

ハ 相関は一年以上の保有期間を想定すること。

ニ 「略」

十五～十八 「略」

十九 モデルに投入するPDは、〇・〇三パーセントを下限とし、信用リスクに係る内部格付手法に使用する推計値が存在する場合には当該推計値を用い、当該推計値が存在しない場合には次に掲げる要件の全てを満たすPDを算出すること。ただし、当該推計値が存在しない場合において、第五十六条から第五十八条まで及び第六十条第三項の規定によりリスク・ウェイトを零パーセントとすることが認められるエクスポージャーについては、当該下限を適用しないことができる。

イ 「略」

ロ 観測した過去のデフォルト実績に基づくPDを使用する

八 「同上」

九 モデルが想定する損失額に、景気循環の影響が反映されていること。この場合において、当該損失額には、現在認識している評価損を含めないこと。

十～十二 「同上」

十三 「同上」

イ 「同上」

ロ 自己のポートフォリオに係る相関のモデル化の手法及び全般的なリスク・ファクターの選択の適切性を検証すること。

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

十四～十七 「同上」

十八 「同上」

イ 「同上」

ロ 観測した過去のデフォルト実績に基づくPDを使用する

こと。ただし、内部モデル方式採用行は、過去のデフォルト実績に基づくPDと乖離していないことを疎明できる場合には、理論値に基づくPDを使用することができる。

〔ハ・ニ 略〕

二十・二十一 〔略〕

4 〔略〕

5 内部モデル方式採用行は、DRCモデルについて、ストレステスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。この場合において、内部モデル方式採用行は、過去の経験から得られた事象その他の事象を想定した検証を実施するものとする。

6 〔略〕

7 内部モデル方式採用行は、DRCモデルの検証について、具体的な検証手続を整備するものとする。

8 DRCモデルを使用してマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクは、期待ショート・フォール又はストレステスト・フォールを用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

(デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百八十二条の二 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 各リスク・クラスにおけるマーケット・リスク相当額は、次の算式により算出するものとする。

各リスク・クラスにおけるデルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各マーケット・リスク相当額

こと。

〔ハ・ニ 同上〕

十九・二十 〔同上〕

4 〔同上〕

5 内部モデル方式採用行は、DRCモデルについて、ストレステスト、感応度分析、シナリオ分析その他これらに類する手法により評価するものとする。

6 〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(デルタ・リスク及びベガ・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百八十二条の二 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

5 〔同上〕

各リスク・クラスにおけるデルタ・リスク及びベガ・リスクに対する各マーケット・リスク相当額

$$= \sqrt{\sum_b K_b^2 + \sum_{b \neq c} \gamma_{bc} S_b S_c}$$

$$S_b = \sum_k W S_k$$

$$S_c = \sum_k W S_k$$

γ_{bc} は、バケット**b**と**c**との間の相関係数

S_b は、リスク加重後の感応度 $W S_b$ のバケット**b**の合計額

S_c は、リスク加重後の感応度 $W S_c$ のバケット**c**の合計額

[9・7 略]

(デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクに対するリスク・ファクター)

第二百八十三条 一般金利リスクに対するリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

一 「略」

二 ベガ・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

「イ〜ハ 略」

二 一般金利リスクについて債券から決定される感応度に関するスワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレッド・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デフォルト・スワップ・カーブとの間のベースス・リスクを捕捉すること。

$$= \sqrt{\sum_b K_b^2 + \sum_{b \neq c} \gamma_{bc} S_b S_c}$$

$$S_b = \sum_k W S_k$$

$$S_c = \sum_k W S_k$$

γ_{bc} は、バケット**b**と**c**との間の相関係数

S_b は、リスク加重後の感応度 $W S_b$ のバケット**b**の合計額

S_c は、リスク加重後の感応度 $W S_c$ のバケット**c**の合計額

[9・7 同上]

(デルタ・リスク、ベガ・リスク及びカーベチャー・リスクに対するリスク・ファクター)

第二百八十三条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

三 カーベチャヤー・リスク 次に掲げる要件の全てを満たすように設定すること。

「イ・ロ 略」

ハ 一般金利リスクについて債券から決定される感応度に
スワップ・カーブを適用する場合には、信用スプレッド
・リスク・クラスにおいて債券カーブとクレジット・デ
フォルト・スワップ・カーブとの間のベースス・リスク
を捕捉すること。

〔2・3 略〕

4 証券化商品 (CIP) に係る信用スプレッド・リスクに対す
るリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に
応じ、当該各号(インプライド・ボラティリティを取得でき
ないトランシェにあつては、第二号を除く。)に定めるとこ
ろにより設定するものとする。

〔一〜三 略〕

〔5〜7 略〕

(非証券化商品のグロスの「TDリスク・ポジション」)

第二百八十九条 非証券化商品に係るグロスの「TDリスク・ポ
ジション」は、次に定めるところにより算出するものとする。

一 「略」

二 前号の算式中想定元本又は P&L の符号は、次のイ又はロ
に掲げる変数の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものと
する。

イ 「略」

ロ P&L 評価益の場合にあつては正の値、評価損の場合
にあつては負の値

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

〔2・3 同上〕

4 証券化商品 (CIP) に係る信用スプレッド・リスクに対す
るリスク・ファクターは、次の各号に掲げるリスクの区分に
応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

〔一〜三 同上〕

〔5〜7 同上〕

(非証券化商品のグロスの「TDリスク・ポジション」)

第二百八十九条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ P&L ロング・ポジションの場合にあつては負の値、
ショート・ポジションの場合にあつては正の値

「三〇六 略」

(非証券化商品のネット「FD額」)
第二百八十九条の二 「略」

「2・3 略」

4 前三項の規定により算出された債務者ごとのネット「FD額」が正の値となった場合はこれをロング・ポジションとなっているネット「FDリスク・ポジション」とし、当該ネット「FD額」が負の値となった場合はこれをショート・ポジションとなっているネット「FDリスク・ポジション」とする。

「三〇六 同上」

(非証券化商品のネット「FD額」)
第二百八十九条の二 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

(B I Cの算出方法)

第三百五条 B I Cの額は、金利要素(B I Cの構成要素のうち、預金業務等の規模部分をいう。以下「I L D C」という。)、役務要素(B I Cの構成要素のうち、役務取引等の規模部分をいう。以下「S C」という。)及び金融商品要素(B I Cの構成要素のうち、金融商品取引の規模部分をいう。以下「F C」という。)の合計額で表される事業規模指標(以下「B I」という。)に、B Iの額に応じて定める掛目を乗じて算出するものとする。

〔2・3 略〕

4 第一項の「B Iの額に応じて定める掛目」とは、次の各号に掲げるB Iの額の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 千億円以下の額 十二パーセント

二 千億円を超えており、かつ、三兆円以下の額 十五パー

セント

三 「略」

5 「略」

(I L Mの算出方法)

第三百六条 I L Mの値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 B Iの額が千億円を超えており、かつ、第三百十条第一号に定める基準を満たす場合 直近十年間の内部損失データのうち、特殊損失(第三百七条の規定により除外することができるとする損失をいう。以下この章において同じ。)を除く二百万円を超える全てのネット損失(同号トに規定す

(B I Cの算出方法)

第三百五条 B I Cの額は、金利要素(B I Cの構成要素のうち、預金業務等の規模部分をいう。以下「I L D C」という。)、役務要素(B I Gの構成要素のうち、役務取引等の規模部分をいう。以下「S C」という。)及び金融商品要素(B I Gの構成要素のうち、金融商品取引の規模部分をいう。以下「F C」という。)の合計額で表される事業規模指標(以下「B I」という。)に、B Iの額に応じて定める掛目を乗じて算出するものとする。

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 千億円以下の額 十二パーセント

二 千億円を超えており、かつ、三兆円以下の額 十五パー

セント

三 「同上」

5 「同上」

(I L Mの算出方法)

第三百六条 「同上」

一 B Iの額が千億円を超えており、かつ、第三百十条第一号に定める基準を満たす場合 直近十年間の内部損失データのうち、特殊損失(第三百七条の規定により除外することができるとする損失をいう。以下この章において同じ。)を除く二百万円を超える全てのネット損失(同号トに規定す

るネットの損失をいう。)を用いて算出した直近十年間のオペレーショナル・リスク損失の年間平均額に十五を乗じて得た額(以下この号において「損失実績」という。)を用いて、次の算式により算出する方法

$$ILM = \ln \left(\exp(1) - 1 + \left(\frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right)$$

ILMは、内部損失乗数

Ln(x)は、xの自然対数

exp(x)は、自然対数の底をx乗した値

LCは、損失実績

BICは、事業規模要素

二 B Iの額が千億円以下であり、かつ、第三百十条第一号に定める基準を満たす場合 イ又はロに掲げる方法

【イ・ロ 略】

三 B Iの額が千億円以下であり、かつ、第三百十条第一号に定める基準を満たさない場合 I L Mの値に一を用いる方法

四 B Iの額が千億円を超えており、かつ、第三百十条第一号に定める基準を満たさない場合 I L Mの値に保守的な見積値(I L Mについて一を下限として保守的に見積もつた値をいう。以下同じ。)を用いる方法

2
【略】

するネットの損失をいう。)を用いて算出した直近十年間のオペレーショナル・リスク損失の年間平均額に十五を乗じて得た額(以下この号において「損失実績」という。)を用いて、次の算式により算出する方法

$$ILM = \ln \left(\exp(1) - 1 + \left(\frac{LC}{BIC} \right)^{0.8} \right)$$

ILMは、内部損失乗数

Ln(x)は、xの自然対数

exp(x)は、自然対数の底をx乗した値

LCは、損失実績

BICは、事業規模要素

二 B Iの額が千億円以下であり、かつ、第三百十条第一号に定める基準を満たす場合 イ又はロに掲げる方法

【イ・ロ 同上】

三 B Iの額が千億円以下であり、かつ、第三百十条第一号に定める基準を満たさない場合 I L Mの値に一を用いる方法

四 B Iの額が千億円を超えており、かつ、第三百十条第一号に定める基準を満たさない場合 I L Mの値に保守的な見積値(I L Mについて一を下限として保守的に見積もつた値をいう。以下同じ。)を用いる方法

2
【同上】

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九條 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行になる銀行並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行になる銀行であって先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している銀行及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用行になる銀行は、新告示第十三條、第二十四條、第三十六條及び第四十七條に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用行になる銀行又は先進的内部格付手法採用行になる銀行のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行になる銀行に關し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第十三條、第二十四條、第三十六條及び第四十七條の規定の適用を受けるものとする。

期 間		率
平成十九年三月三十一日以後一年間		九十五パーセント
平成二十年三月三十一日以後一年間		九十パーセント

平成二十一年三月三十一日以後一年間

八十パーセント

2 前項本文に規定する銀行以外の銀行及び同項ただし書に規定する銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期 間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

3 前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第六項、第二十四条第六項、第三十六条第六項及び第四十七条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。

自己資本比率	所要自己資本の額
国際統一基準の連結自己資本比率	旧告示第一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第四条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当す

	国際統一基準の 単体自己資本比 率	国内基準の連結 自己資本比率
<p>る額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第四条第七項及び第七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額</p>	<p>旧告示第十一条の算式の分母の額にパーセントを乗じて得た額、旧告示第十四条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十四条第八項及び第十七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額</p>	<p>旧告示第二十一条の算式の分母の額にパーセントを乗じて得た額、旧告示第二十三条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第二十三条第三項及び第二十五条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第二十四条第一項第二号に掲</p>

第十二条 削除

国内基準の単体自己資本比率	<p>旧告示第二十八条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第三十条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第三十条第三項及び第三十二条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第三十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額</p>
---------------	---

4 新告示第十三条第一項第二号及び第二項第二号、第二十四条第一項第二号及び第二項第二号、第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第四十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十二条 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第二百六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2 基礎的内部格付手法について、新告示第二百十三条第四項中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は、「四年以上の観測期間」とする。

3 新告示第二百十四条第二項、第二百十八条及び第二百二十七条中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は「四年以上の観測期間」とする。

4 平成十九年三月三十一日以後三年間において内部格付手法を採用しようとする銀行に関する新告示第四百十三条の規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

一 銀行が平成十九年三月三十一日前に内部格付手法の採用について承認を申請する場合において、新告示第四百三十三条第一号及び第二号中「当該承認に先立って三年以上にわたり」とあるのは「承認の申請をする日」とする。

二 銀行が平成十九年三月三十一日以後に内部格付手法の採用について承認を申請する銀行の場合において、新告示第四百三十三条第一号及び第二号中「当該承認に先立って三年以上にわたり」とあるのは「平成十九年三月三十一日以後」とする。

第十七条 削除

(抵当権付住宅ローンに関する経過措置)
第十七条 標準的手法採用行が平成十九年三月三十一日において保有する既存の住宅ローンについて新告示第六十九条の規定を適用する場合にあっては、同条第二号中「抵当権により完全に保全されていること」とあるのは、「住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されていること」とすることができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。